

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（案）に関する意見・情報の募集について

平成16年2月2日
消費・安全局

この度、農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（案）について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

記

1 意見・情報の提出方法

(1) インターネットによる提出（クリックして下さい。）

(2) 郵便：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

(3) ファクシミリ：03-3501-3774

2 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を明記してください。これらは、公表する場合がありますので御了承願います（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。）

なお、電話での意見・情報はお受けできませんので御了承願います。

3 意見・情報の提出の締切日

平成16年3月1日（郵便の場合は消印有効）

4 農薬取締法施行規則の一部を改正する省令（案）の概要

別紙のとおり。

(別紙)

農薬取締法施行規則の一部を改正する省令(案)について

1 改正の趣旨

先の通常国会で成立した食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第73号)第4条の規定により農薬取締法(昭和23年法律第82号)の一部が改正され、農薬としては使用できない非農耕地用除草剤が農耕地において誤用、流用されるおそれがあることにかんがみ、農薬の適正使用を十分に確保するため、除草剤販売者は、非農耕地用除草剤について、農薬として使用することができない旨を容器又は包装に表示しなければならないほか、販売所ごとに、公衆の見やすい場所に非農耕地用除草剤を農薬として使用できない旨を表示しなければならないこととされたところである。

これを受け、農薬取締法施行規則(昭和26年農林水産省令第21号)の一部を改正し、容器・包装への表示及び販売所における表示の方法等を定めることとする。

2 改正の概要

(1) 容器・包装への表示

非農耕地用除草剤の容器又は包装に行う表示は、次の方法によりしなければならない。

容器若しくは包装に当該除草剤を農薬として使用することができない旨を印刷し、又はその旨を印刷した票せんをはり付けること。

表示に用いる文字が容器の容量又は包装の寸法に応じ明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。

表示に用いる文字の色が容器若しくは包装又は票せんの色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

(2) 販売所における表示

非農耕地用除草剤の販売所ごとに、公衆の見やすい場所に行う表示は、次の方法によりなければならない。

表示に用いる文字が明瞭に判読できる大きさ及び書体であること。

表示に用いる文字の色が背景の色と比較して鮮明でその文字が明瞭に判読できること。

3 施行期日

平成16年6月11日